



NO. 178 (通号 269 号)
令和 5 年 1 月号

くらしのフレッシュ便

相談ファイル (ここに紹介する相談事例は一つの参考例です。同じような商品・サービスに関するトラブルであっても、個々の契約などの状況などが異なれば、解決内容も違ってきます。)

借金させられることも！ 高額なサポートプランを契約させる副業トラブルに注意

《相談内容》

「1日10分で簡単に稼げる」という副業サイトの広告を見て、申し込んだ。最初にマニュアル本を購入し、その後、事業者から電話があり、詳しい仕事内容を説明された後、サポートプランを勧誘された。

サポートプランは80万円で、事業者に「お金がない」と言うと、消費者金融から借りるよう提案され、その際に「必ず儲かるから」と言われたので、消費者金融から60万円借りて、残りはクレジットカード決済で支払った。

サポートプランのやり方どおりにやってみたが、全く儲からないので、お金を返してほしい。
(20歳代 男性)



《アドバイス》

相談者に、サポートプラン等を電話で勧誘され契約した場合は、クーリング・オフ制度が利用できることを説明し、クーリング・オフ通知の書き方をお伝えしました。

また、クレジットカード会社へ連絡し、事情を説明するよう助言しました。

○お金を稼ごうと思っているのに、高額な支払いを求められた時は要注意

事業者から「すぐに儲かるから」と消費者金融から借りることを勧められても、すぐに儲かって返済できるかは分かりません。儲からずに手元に残るのは借金だけというケースがほとんどです。

料金を支払えないと伝えているのに、事業者が儲かることばかり強調して勧誘してくる場合は、すぐに支払いをせず、友人や家族等身近な人に相談しましょう。

○不安な時は、お近くの消費生活センター等(消費者ホットライン188番)にご相談ください。

生活情報ファイル

電話勧誘販売に注意

電話勧誘販売とは、事業者が電話で勧誘し申込みを受ける取引のことで、ふい打ち性が高く、トラブルが多いため、特定商取引法で規制対象とする販売方法です。

また、電話勧誘販売は、家にいることの多い高齢者が被害に遭いやすい傾向にあるため、年末年始に実家へ帰省した際には、心当たりのない契約書や未使用品の箱が山積みになっていないか注意してみてください。

【高齢者に多い電話勧誘販売の相談事例】

- ・光回線の料金が「今より安くなる」と言われプラン変更だと思っていたが、実は違う事業者との契約で、しかも、請求書を確認すると契約前より高額になっていた。
- ・「コロナで海産物が売れない」と言われ、助けてあげようと思い購入したが、魚介類の質・量ともに金額に見合わない商品だった。



【帰省した際の高齢者の見守りポイント】

- 契約書などの不審な書類や名刺、心当たりのない請求書などがないか
- 未開封の化粧品や健康食品の箱などが増えていないか
- 何かを買ったことを覚えていないなど判断能力に不安を感じることはないか

悪質事業者からの電話勧誘を防止するため、常に留守番電話設定にすることや通話内容の録音等の警告が流れる迷惑電話防止機能付き電話の購入について話し合しましょう。

試してみよう、消費者力！第10回（令和4年度）

Q 消費生活センターについての説明で適切なものを選びなさい。

1. 国民生活センターの下部組織である。
2. 消費者や事業者からの相談に関して助言、あっせん、情報提供を行う。
3. 年末年始を除き、土日でも開所することが義務付けられている。
4. 都道府県や自治体が運営する行政サービスである。

【第18回消費者力検定（令和3年度実施）応用コースから】

くらしのまめちしき

消費者ホットライン「188」を活用しよう

消費者ホットラインは、消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口を案内するものです。

市町や県の消費生活センター等が開所していない土・日・祝日についても、国民生活センターで相談の補完をしているので、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、原則毎日利用できます。

今後、契約や悪質商法におけるトラブル、製品・食品やサービスによる事故等の消費者被害に遭ってしまい、どこに相談してよいか分からない場合には、一人で悩まずに、まずは、消費者ホットライン「188」をご利用ください。



消費者ホットライン「188」にかけると、どうなる？

「188番」にかけると、次のアナウンスが流れます。

『こちらは、消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口を御案内いたしますので、お住まいの郵便番号がわかる方は1を、そうでない方は2を押して下さい。』

1を選択 『お住まいの郵便番号を入力してください。』というアナウンスが流れます。郵便番号を入力します。

2を選択 『お住まいの地域を選択してください。〇市は1を、〇市は2を、…押してください。』というアナウンスが流れますので、地域を選択し番号を入力します。

それぞれのパターンで入力し終わると、『ナビダイヤルサービスを経由し、消費生活相談窓口へお繋ぎいたします。〇〇秒ごとに、およそ〇〇円で御利用いただけます。なお、通話料定額プランの対象外となります。』とアナウンスが流れ、お住まいの市町の消費生活センターや消費生活相談窓口、または、広島県生活センターをご案内します。

※(窓口が開所していない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間をご案内します。)

「試してみよう、消費者力！第10回解答と解説⇒（正解—4）

消費生活センターは、自治体が運営する消費者を対象とした行政サービスです。

広島県生活センターは、月曜から金曜日までの週5日開所しています。土日、祝日、年末年始は、開所していません。

発行元：広島県生活センター（環境県民局 消費生活課）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 県庁農林庁舎 1階 Tel 082-513-2730

●●市（町）消費生活センター（受信先で御自由に変えていただいて構いません）

〒73X-XXXX ●●市（町） ●●市役所（町役場）〇階 Tel 08XX-XXXX-XXXX

この媒体は、市町広報紙用原稿として発行していますが、チラシ（A4判）としても使用できます。